

## 卒業認定について

①自動車整備学科メカニックコースは自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8.9.4 自整第157号）にもとづく学科600時間、実習1200時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第11条第3項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。

②自動車整備学科一級自動車メカニックコースは、2年修了時において、第13条第2項を満たし、4年修了時においては、2級ガソリン自動車整備士及び2級ジーゼル自動車整備士資格を取得して、学科280時間以上、実習1215時間以上（体験実習200時間含む）を含む合計1800時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第11条第3項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。

③未来型パワーユニットコース及び留学生基礎自動車整備士コースは、自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8.9.4自整第157号）に関わらず所定の課程を修了した者に対して、学科及び実習の成績等、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。

※第11 条第3 項：教科の評価はC 段階以上をもって当該科目の履修を認定する。ただし、3 年次及び4 年次の教科の評価はB 段階以上をもって当該科目の履修を認定する。

※第 13 条第 2 項：自動車整備学科メカニックコースは自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成 8.9.4 自整第 157 号）にもとづく学科 600 時間、実習 1200 時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第 11 条第 3 項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。